

荒川将来像計画 地区別計画 【江戸川区】

荒川の将来を考える協議会



NEXT ARAKAWA

2025 年●月●日

まえがき

区内を流れる荒川の下流部は、明治末期の２度の大洪水を契機として洪水からまちを守るために作られた人工の放水路ですが、完成して約 100 年経った現在では人工のものとは思えないほど、一つの風景としてすっかり地域に定着し親しまれています。

この荒川（荒川の下流部分）を巡っては、生物多様性の要所となり、身近な自然とのふれあいをもたらし、心豊かで快適な暮らしに欠かせない場、また、イベント・スポーツ・レクリエーションを楽しめる場、さらには、地震時の資材輸送路や物資搬入の場として、多様な機能が求められています。

「荒川将来像計画」は荒川下流部の河川環境の整備と保全について、「荒川の荒川らしさとは何か」という視点から、様々な意見を幅広く聴き、荒川の将来の姿を提示したものです。「荒川将来像計画」は荒川の下流部全体を対象に目指すべき川づくりを示す「全体構想書」と、今後概ね 20～30 年に実施する具体的な取組をまとめた「推進計画」及び沿川自治体ごとに実施する具体的な取組事項等をまとめた「地区別計画」の３部構成となっています。これらの計画は、平成 8(1996)年に「荒川将来像計画全体構想書 1996（以降、全体構想書 1996）」及び「荒川将来像計画地区計画書（以降、地区計画書）」が策定されました。その後「荒川将来像計画 2010 推進計画（以降、2010 推進計画）」及び「荒川将来像計画 2010 地区別計画（以降、2010 地区別計画）」が策定され、沿川住民の協力を基に、「荒川将来像計画」の実現に取り組んで参りました。

この度、「全体構想書 1996」、「地区別計画書」の策定から約 25 年、「2010 推進計画」、「2010 地区別計画」の策定から約 10 年が経過したことから、社会情勢の変化やこれまでの取組状況等を考慮し、「全体構想書 1996」、「2010 推進計画」、「2010 地区別計画」を改定する運びとなりました。

本「荒川将来像計画地区別計画（令和 7(2025)年〇月策定、以降、地区別計画）」は、「全体構想書 1996」及び「2010 推進計画」が「荒川将来像計画全体構想書（令和 6(2024)年 1 月策定、以降、全体構想書）」及び「荒川将来像計画推進計画（令和 6(2024)年 1 月策定、以降、推進計画）」として改定されたことを踏まえ、荒川下流部の沿川自治体（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市及び戸田市）が沿川住民と協働で川づくりを行うための具体的な取組事項等を取りまとめたものです。

なお、地区別計画は、荒川下流部の沿川自治体と当該区間を管理している国土交通省荒川下流河川事務所で構成される「荒川の将来を考える協議会」により検討し、あらゆる人の意見を踏まえて策定したものです。

荒川の将来を考える協議会

江戸川区長

国土交通省荒川下流河川事務所長

荒川将来像計画地区別計画（素案）〔江戸川区編〕目次

1. 地区別計画とは	1-1
1.1. 計画の位置づけ	1-1
1.2. 荒川将来像計画における川づくりの理念	1-2
1.2.1. “健康・Well-Being な川づくり”を目指して	1-2
1.2.2. 流域治水(River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All!)	1-4
1.3. 検討体制	1-5
2. 荒川の川づくりの考え方	2-1
2.1. まちづくりの中での荒川の役割	2-1
2.2. 川づくりの基本方針	2-3
2.3. 災害に強い安全・安心を守る川づくり	2-4
2.3.1. 堤防強化の推進	2-4
2.3.2. 災害時における河川敷等の有効利用	2-4
2.3.3. 地域における防災意識の向上	2-5
2.4. 土地利用計画	2-6
2.5. ブロック別計画	2-7
2.5.1. 現況土地利用	2-7
2.5.2. ブロック区分	2-8
2.5.3. ブロック別計画	2-12
3. 荒川の維持・管理の考え方	3-1
3.1. 基本的な考え方	3-1
3.1.1. 維持・管理の検討背景	3-1
3.1.2. 維持・管理上の課題	3-2
3.1.3. 維持・管理の手法	3-2
3.2. 行政と沿川住民の役割	3-3
3.2.1. 河川管理者（荒川下流河川事務所）が行う維持管理	3-3
3.2.2. 沿川自治体が行う維持管理	3-4
3.2.3. 沿川住民が行う維持管理	3-4
3.2.4. 協働で行う維持管理	3-5
3.3. 河川敷の占用状況	3-6
3.4. 自らできる川づくり支援の仕組み	3-8
4. 計画の実施に向けて	4-1
4.1. 推進の仕組み	4-1
4.2. 計画書の周知	4-1
4.3. 計画のフォローアップ	4-1
4.4. 計画の変更プロセス	4-2

1. 地区別計画とは

第1章では、計画の位置づけ、理念、検討体制など、地区別計画のあらましを示します。

1.1. 計画の位置づけ

地区別計画は、「推進計画」の改定を受け、荒川下流部の沿川自治体が主体となって、それぞれの地区における今後概ね20～30年間の川づくりの取組と今後の維持・管理の方針を取りまとめたものです。

本計画では、これまでの河川整備・保全の成果・効果を継続的に発現するための取組と沿川住民との協働による河川管理を進めていくことを記載しており、本計画に基づき整備、維持管理を進めていきます。



図 1-1 地区別計画の位置づけ

1.2. 荒川将来像計画における川づくりの理念

1.2.1. “健康・Well-Being な川づくり”を目指して

「全体構想書」では、荒川が培ってきた多様な機能や価値をより一層発展させ、治水、利水、利用環境、自然環境のバランスの取れた荒川を創り上げていくために、“健康・Well-Being な川づくり”をテーマとし、荒川と荒川に関わる「まち」と「ひと」がともに健康・Well-Being な状態に変容していくことを目指していきます。

「推進計画」では、荒川下流グリーンインフラを含めた川づくりを通じて、全体構想書に示す理念に基づき、次の観点で“健康・Well-Being な川づくり”を目指していきます。

- 多くの生き物を育む荒川

(取組内容)

荒川下流部の自然環境のあるべき姿や維持管理の考え方を整理して、既存の自然地の保全や新たな自然地の創出・再生をしていきます。

- 河川空間の節度ある利用ができる荒川

(取組内容)

河川敷は多種多様な利用がされている状況の中、利用にあたってのマナーが悪い例やトラブルが発生しているため、必要最低限のルールを作成するとともに、あらゆる人が気持ちよく過ごすことのできる水辺空間や雰囲気づくりを進めていきます。

また、多くの利用者のニーズに応えるためには、ある一定のバランスの取れた河川敷利用を進めていく必要があり、河川敷利用におけるエリア別活用法を示していき、多様な利用スペースの拡充を図っていきます。

- 安心して快適な暮らしができる安全な荒川

(取組内容)

水害から沿川住民の生命と財産を守る治水事業を推進するとともに、流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を進めていきます。

また、平常時より非常時を意識し、地震時等を対象にした他計画を参考にしながら、救援活動や災害復旧活動、一時避難場所等に河川敷や河川を円滑に活用できる取組のほか、輸送路としての緊急用河川敷道路、緊急用船着場(リバーステーション)を確保し、リスクマネジメントを実施していきます。

- あらゆる人が川と触れ合い、あらゆる人がくつろげる荒川

(取組内容)

荒川下流部の現状の管理水準を維持しながら、自然環境の保全や適正な河川敷利用を実施していくため、沿川住民と協働しつつ自らできる河川管理の取組を推進します。

- きれいで豊かな水が流れる荒川

(取組内容)

荒川本川の水質向上を目指し、あらゆる人が安全に親しめる水辺を創出していきます。

1.2.2. 流域治水(River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All!)

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）に渡る流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

水災害対策のみならずグリーンインフラも含めた様々なプロジェクトを流域に関わるあらゆる関係者が協働して取り組む考え方は、荒川将来像計画の理念“健康・Well-Beingな川づくり”にも通ずるものがあるため、「流域治水」の考え方も取り入れ、あらゆる人が川に親しみ、川への理解を醸成し、川を守り育てるという姿勢で取組めます。

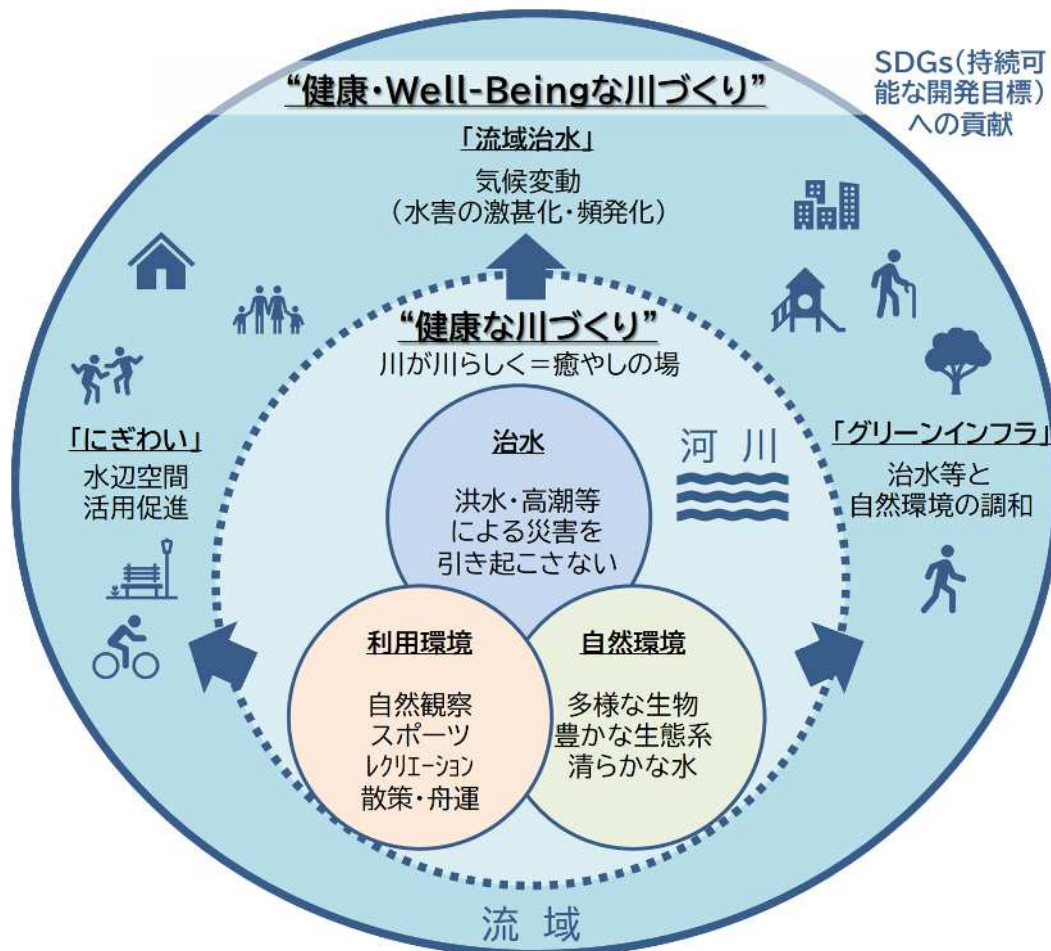


図 1-2 “健康な川づくり” から “健康・Well-Being な川づくり” へ

1.3. 検討体制

地区別計画は、沿川自治体及び荒川下流河川事務所により原案を作成したうえで、パブリックコメント・学識経験者からの助言、主たる占有者や沿川自治体からの意見聴取結果に基づき策定や改定を行います。

地区別計画策定後は、ブロックごとの取組内容の進捗状況の把握や、河川敷の利用状況等を把握するため、定期的にフォローアップを実施し、必要に応じて内容の見直しを図ります。

なお、計画のフォローアップ結果に応じて、今後の対応等を継続的に検討するものとします。

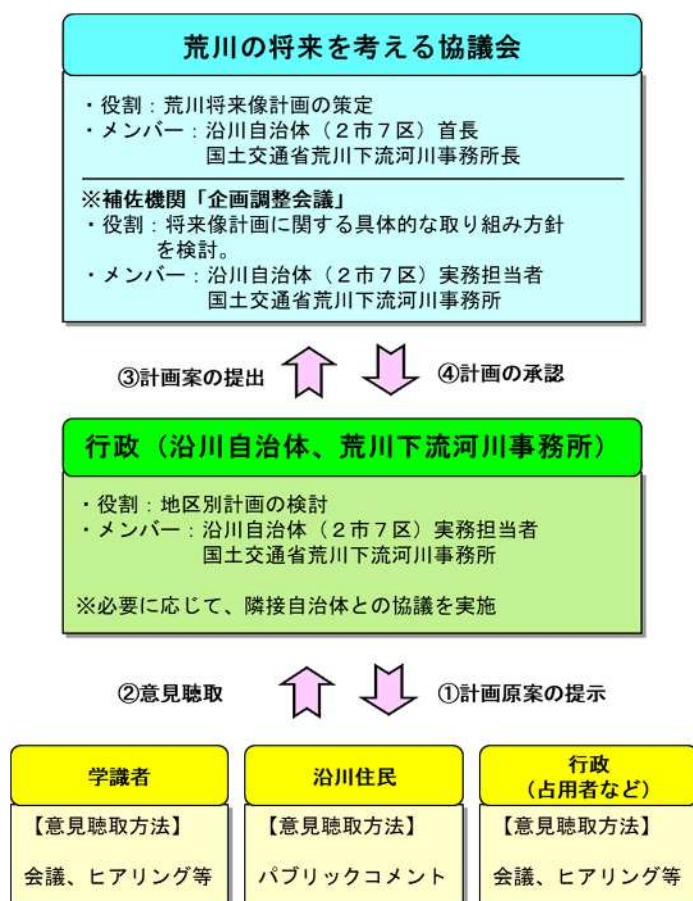


図 1-3 地区別計画の検討体制

2. 荒川の川づくりの考え方

地区別計画は、「荒川将来像計画」の策定からこれまでの整備の進捗状況、成果や課題を明らかにしたうえで、今後の望ましい姿をブロック別計画として示すものです。第2章では、今後概ね20～30年後の荒川下流部全体の望ましい姿を実現するための方針や土地利用計画、ブロック別の具体的な取組の内容を示します。

2.1. まちづくりの中での荒川の役割

<江戸川区における荒川の様々な役割について>

防災機能

- ・ 強固な治水機能
 - ： 高規格堤防整備を含めた堤防強化対策により、洪水や地震に強い「壊れない堤防」を実現し、水害時には避難できる高台として機能します。
- ・ 震災時の避難場所
 - ： 河川敷の一部は隣接して整備された都立大島小松川公園とともに、東京都震災予防条例に基づき、大地震に伴って発生し得る大規模な市街地火災等において住民が避難するための避難場所として位置づけられています。

身近な自然空間

- ・ ワンド「下平井水辺の楽校」等が作られ、植物や野鳥・蟹等の生物の観察会が実施されています。
- ・ 荒川は都市計画法に基づく都市施設「緑地」として都市計画決定もされており、自然地や水面も含めて市街地における広大な緑地空間として貴重な存在となっています。

スポーツ・レクリエーションの場として

【河川敷】

- ・ 管理用道路等
 - ： 散歩やジョギング、サイクリングが日常的に行われています。
- ・ 平井運動公園、小松川運動公園
 - ： 野球場、ソフトボール場、サッカー場、多目的広場等が整備され、様々なスポーツが行われています。
- ・ 大島小松川公園
 - ： 開放感のある広々とした広場、バーベキュー、アスレチック施設などが整備され、区民の憩いの場として、また、地域のイベントの場として利用されています。

-
- ・ 小松川千本桜
 - ： 高規格堤防により整備されたオープンスペースを活用し、千本の桜が咲き誇る名所を整備しています。
 - 区民による「小松川千本桜を愛する会」により施肥及び清掃活動が行われているほか、「千本桜まつり」が実施されるなど地域に愛される場所となっています。

都市活動を支える空間として

- ・ 平井水上バスステーション
 - ： 現在、不定期ながら水上バスや周遊船等の旅客の乗降に利用されており、荒川舟運の拠点となっています。
 - また、非常時には小松川、臨海の緊急用船着場とともに物資などの輸送拠点として機能します。

2.2. 川づくりの基本方針

●コンセプト

災害に強く、豊かな干潟の自然が保全された親しみやすい水辺を創出します。

治水安全度を向上させ、災害時には避難場所として、また日常においては自然とふれあい、スポーツやレクリエーションを楽しむ場として、災害に強く身近なオアシスとして区民に親しまれる川にしていきます。

●基本方針

[治水安全度の向上]

- ・ 洪水に強く壊れない堤防とすることで、治水に対する安全性を向上させていきます。
→高規格堤防整備を含めた堤防強化対策を推進します。

[豊かな自然環境の創出]

- ・ 河口部の広大な干潟を保全します。
→荒川で繁殖しているコチドリが左岸中堤で確認されています。また、随所にできた干潟にはシギ、チドリ類が見られます。鳥類の生息環境を自然保全地として残していきます。
→トビハゼなどの汽水生物が永続的に生育できる環境を保全していきます。
→イセウキヤガラなど湿潤な環境を好む貴重な植生の生育環境を保全していきます。
→右岸上流部にも左岸の自然との調和を考慮した中小規模の自然保全地を創出し、生物の生息の場を広げて、より豊かな河口部の自然地とします。

[都市的利用・レクリエーション]

- ・ 「水辺豊かな、温もりのあるまち」に相応しい水辺の利用を図れるようにします。
→右岸の既占用区域内はグランドの利用を含め、多くの利用者に親しまれています。また、様々なイベントや行事が行われており、地域住民にとって、水辺は開放感にあふれた貴重なオープンスペースです。
これら地域に根差した利用形態を継続するとともに、自然環境との調和を図り、さらに海とつながる舟運によって水辺の利用を促進します。
→小松川再開発事業が行われていた地域では、高規格堤防整備により都市と一体となった水辺の利用に向けて千本桜の整備など実現され新しい水辺の顔を維持します。

2.3. 災害に強い安全・安心を守る川づくり

2.3.1. 堤防強化の推進

三方を河川や海に囲まれ、陸域の七割がゼロメートル地帯である江戸川区は、地震や水害などの自然災害に脆弱な地勢にあり、これまでも様々な災害に見舞われてきました。先人はこれを克服すべく荒川放水路の開削など様々な取組を進めてきましたが、これからも災害に強い安全・安心のまちづくりをより一層推進することが不可欠な状況です。

そのために国や都と連携し、高規格堤防の整備を含めた堤防強化対策を推し進めていくことです。



2.3.2. 災害時における河川敷等の有効利用

荒川の河川敷の一部は、大地震に伴い発生し得る大規模な市街地火災等において、住民が避難するための避難場所として指定されています。

災害時の活用手段としては、緊急物資の輸送の拠点となる防災船着場や緊急用河川敷道路が整備されているほか、河川敷はヘリの離着陸や防災機関の活動拠点としての利用も想定されています。

こうした災害時の荒川の活用を円滑に行うことを目的として、荒川下流河川事務所が中心となり、江戸川区も参加している荒川下流防災施設運用協議会により活用計画の策定・運用が進められています。今後は実動訓練を実施するほか、災害時の利用需要や優先性といった活用計画の課題を整理し、災害時の迅速な対応を目指します。



2.3.3. 地域における防災意識の向上

防災力を高めるにはハードの整備とともに住民同士の連携、地域全体の防災意識を高める取組も必要です。

地域活動の推進のため、防災訓練など沿川地域の防災活動の場として河川敷を利用していきます。



地域の防災訓練の様子

2.4. 土地利用計画

荒川将来像計画では、荒川下流部の面的な利用状況を区分するため、河川敷の土地利用を以下に示す6つに分類することとしております。

また、推進計画においては、現状の河川敷利用状況を踏まえながら、今後概ね20～30年後の荒川下流部全体の望ましい姿を想定し、河川敷を流下方向に主に自然地の適切な維持管理を前提として保全を図っていく「自然系ゾーン」、主にスポーツグラウンドや公園・緑地等の適切な利用を図っていく「利用系ゾーン」の2つに大別して、緩やかな土地利用誘導を図っていくこととされています。

地区別計画では、このゾーニングに基づき、現状の利用状況や沿川住民の意見を踏まえ、以下に示す区分に従って水際を含むゾーニング内部の詳細な土地利用区分を設定します。

表 2-1 荒川将来像計画におけるゾーニングと土地利用区分の考え方

推進計画 ゾーニング	地区別計画で 設定する土地利用区分		新しい区分	
			目的	利用例
自然系ゾーン 利用系ゾーン	自然地	自然保全地	現存する自然環境を保全する (荒川の川らしい姿を形成するための整備・維持管理を実施)	モニタリング調査
		自然利用地	市民が自然環境に親しむ (誰もが身近に触れ合える自然地として整備・維持管理を実施)	自然体験活動、自然観察、釣り、散策、サイクリング、草摘み、虫取り
	利用地	多目的地	多目的に利用 (誰もが多目的に利用できる場として、自然度を向上させるような整備・維持管理を実施)	散策、サイクリング、ピクニック、球技以外のスポーツなどを含む誰もが自由に入出りできる緑地・公園・休憩施設等
		ゴルフ場	ゴルフに利用 (市民への敷地開放に向けた自然度の向上を検討)	ゴルフ
		土砂仮置き場	治水整備に伴う土砂の仮置き場として利用する (仮置き場として利用しない場合は、自然度の高い場所として維持管理を実施)	河川工事の施行用地
		利用施設 グラウンド (各種競技場)	ゴルフ以外の特定のスポーツを行う (芝生化など、自然度向上に向けた検討を実施)	野球、サッカー、テニス、ゲートボール、陸上競技等
		その他	スポーツ以外の特定の目的で使用	利便施設(休憩施設、ベンチ・四阿、トイレ、駐車場)、船着場、緊急用河川敷道路等

2.5. ブロック別計画

川づくりの基本方針及び土地利用計画を受けて、地先の特性に応じて区分されたブロックごとの整備の考え方を示します。

2.5.1. 現況土地利用

江戸川区の荒川河川敷は、河口 0.0km～6.9km に位置しており、その低水路幅は約 300m です。河川敷、干潟の面積は、約 92ha であり、その内訳は自然地が約 53ha、グラウンドや公園・緑地等の利用地が約 27ha、土砂仮置き場が約 12ha となっています。

表 2-2 現況土地利用
(令和 4 年度時点)

土地利用項目	面積
自然地	27.6ha
干潟(自然地)	25.6ha
多目的地	4.0ha
ゴルフ場	0.0ha
利用施設	22.7ha
土砂仮置き場	11.9ha

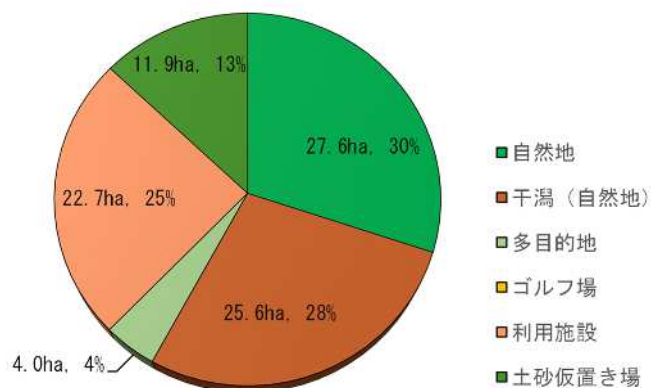


図 2-1 現況土地利用(令和 4 年度時点)



自然地



干潟



土砂仮置き場



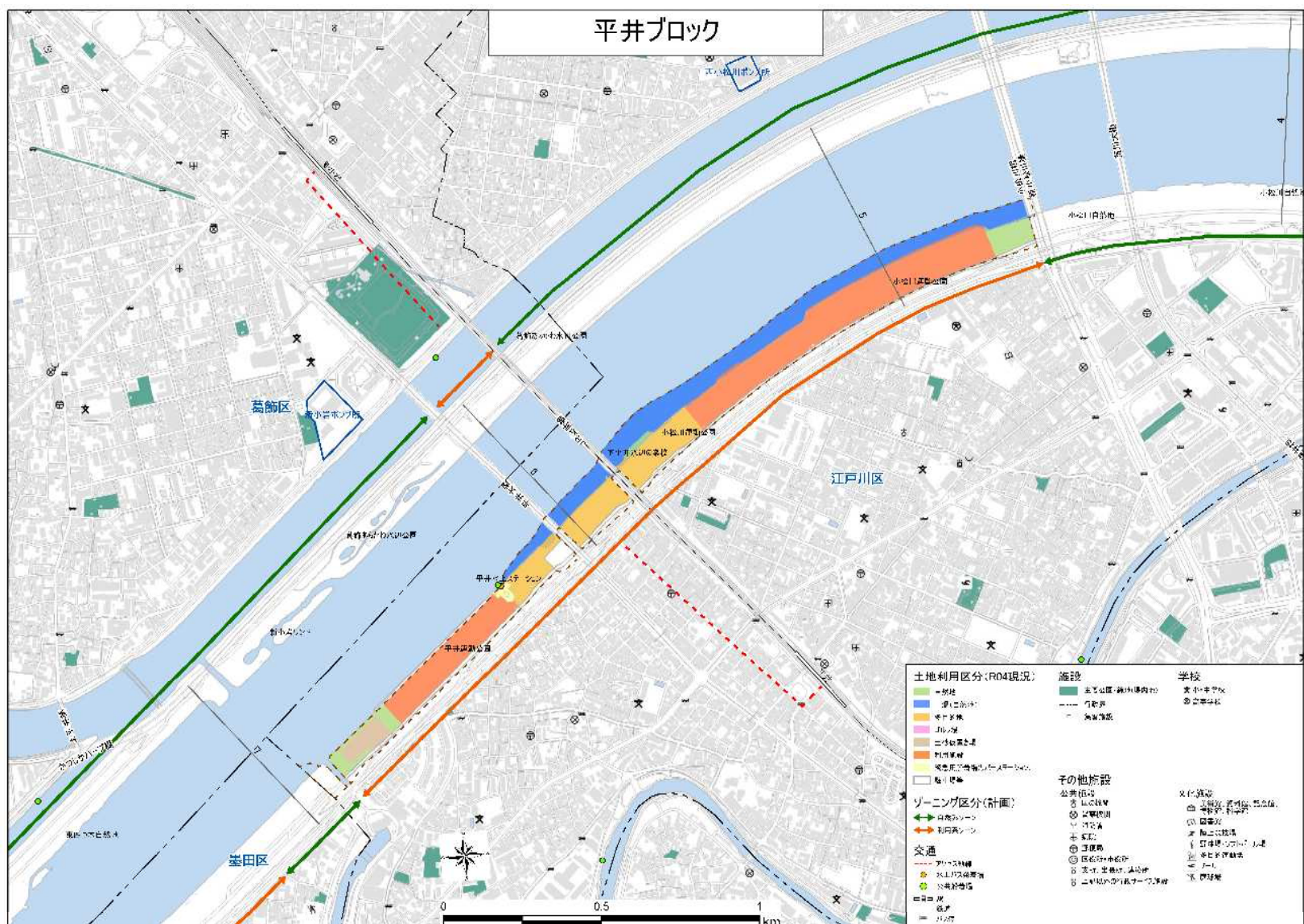
利用施設・多目的地

2.5.2. ブロック区分

推進計画の基本方針や河川に近接する地域の立地特性を踏まえ、本地区の整備にあたってのブロック区分を行うと下図のとおりとなります。



図 2-2 江戸川区におけるブロック区分



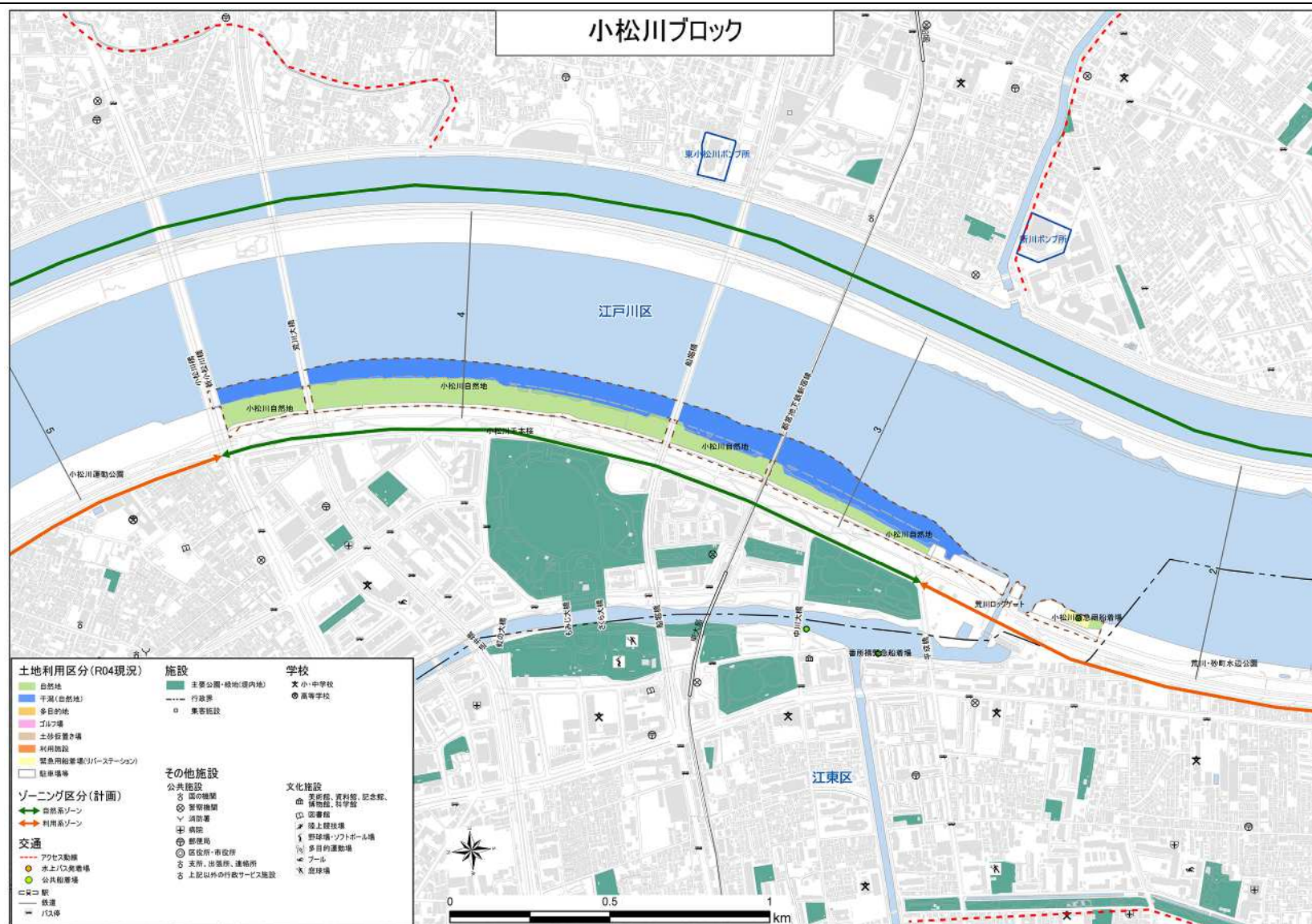


図 2-4 現況土地利用図(小松川ブロック)

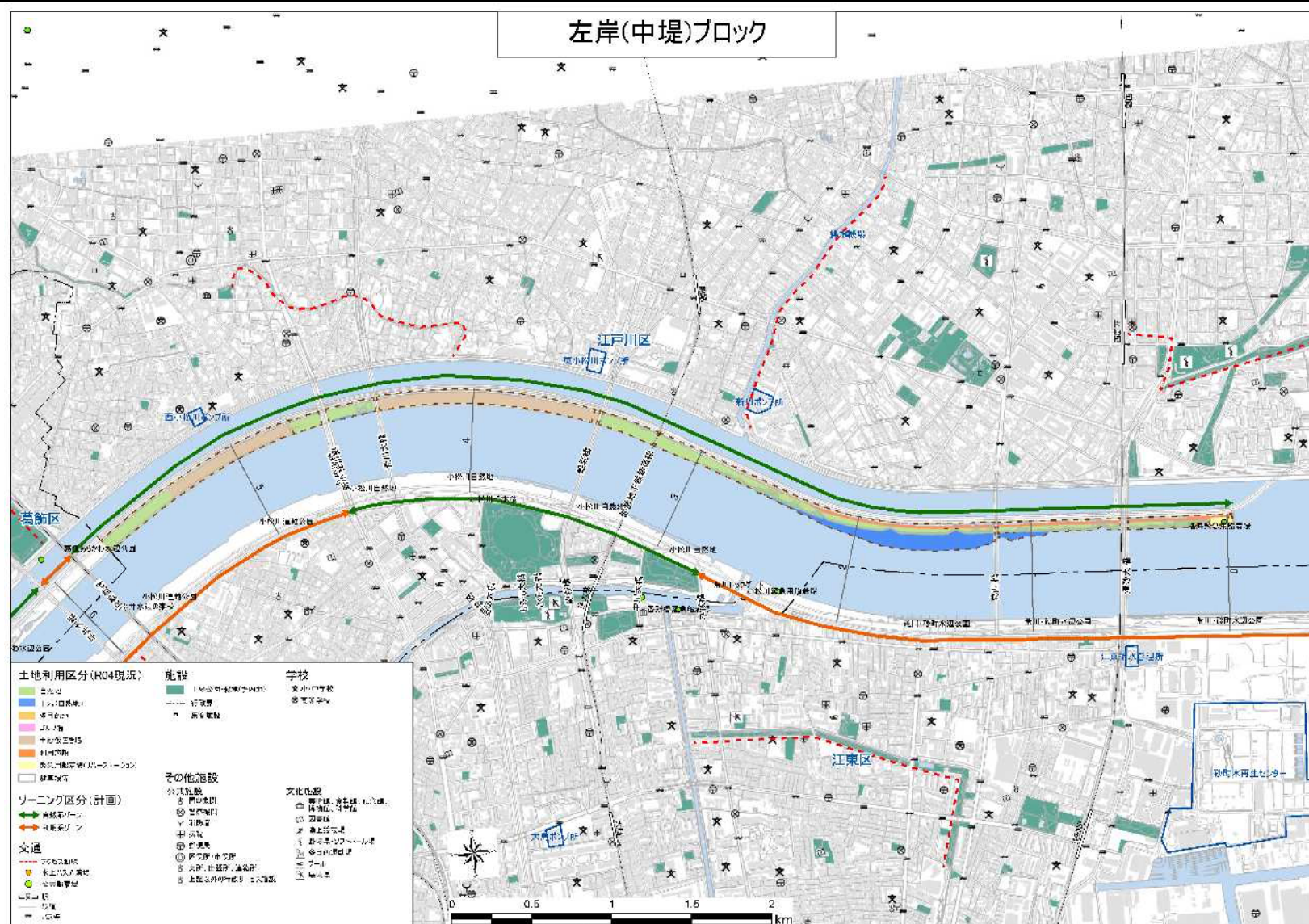


図 2-5 現況土地利用図(左岸(中堤)ブロック)

2.5.3. ブロック別計画

(1) 小松川ブロック

1) ブロックの概況

○ 位置

- ・ 本ブロックは、荒川右岸の小名木川排水機場から京葉道路(小松川橋)までの2.3kmの区間です。江戸川区の大半は荒川と江戸川に挟まれた地域に位置するので、荒川右岸の本ブロックは区内でも独特の位置にあるといえます。

○ 荒川へのアプローチ

- ・ 堤内地と河川敷とは堤防と道路で隔てられていますが、高規格堤防及び小松川千本桜の整備によって作られた緩傾斜堤防や園路から容易にアクセスすることができます。また、都営新宿線東大島駅が近いことから、河川敷を利用しやすい場所となっています。

○ 周辺土地利用

- ・ 高規格堤防の一部整備と市街地再開発事業が行われました。船堀橋付近の東大島周辺は高層の住宅棟をはじめ、都営新宿線東大島駅一帯を含め高密度な市街地を形成しています。

○ 地域と荒川との関わり

- ・ 高規格堤防整備に併せて小松川千本桜の整備が完了し、再開発事業により整備された都立大島小松川公園とともに憩いの空間として親しまれています。毎年春には地元の町会・自治会、商店会等で構成される「小松川千本桜を愛する会」主催により小松川千本桜まつりも行われています。
- ・ 災害時に荒川を復旧資機材や救援物資の輸送路として確保するため、堤防脇に緊急用河川敷道路が整備されており、普段は散歩やジョギング、サイクリングなどに活用されています。
- ・ ブロック最下流には荒川と旧中川を結ぶ水閘門「荒川ロックゲート」が建設され、隅田川まで続く舟運路として船の通行に利用されています。

2) これまでの成果

- ・ 治水対策及び景観整備として、「高規格堤防化、堤防の緩傾斜化及び緑化桜堤整備」及び「防災拠点として中央公園と河川敷が高規格堤防化により一体化」、小松川リバーステーションの設置により「緊急用船着場の整備」、荒川ロックゲートの完成により「水閘門の整備」、自然度の向上として「ヨシ原の創出」「干潟の拡幅」「大規模自然地の整備」が、進められました。
- ・ 防災緊急情報ネットワークの整備の一環として、全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを敷設しました。

3) 今後の取組課題

- ・ 干潟に設置された木工枕床の裏側にゴミが溜まりやすく定期的な清掃が必要です。また、ヨシ原で水際へのアクセスが困難な状態になっています。



小松川ブロック付近の荒川（2.5km～5.0km）

4) ブロック別計画

<ブロックの目標・整備方針>

- ・ 再開発事業及び高規格堤防事業による整備により、景観が良く親水性が高い地域特性を生かした水辺空間を創出・維持管理します。
- ・ 新大橋通り（船堀橋）から荒川ロックゲートまでの河川敷は自然保全地と位置づけ、上流部から続く干潟やヨシ原を良好に保全するとともに、河口部ならではの自然の創出を図ります。
- ・ 荒川ロックゲート周辺の現状を把握したうえで、防災・賑わい拠点化を目指します。

<ブロックの取組内容>

- ・ 高規格堤防の整備に合わせて小松川千本桜を維持管理します。
- ・ 高速七号線（荒川大橋）下流は、一部土砂仮置き場として活用されています。
- ・ ヨシ原を部分的に刈り、水際へのアクセスを向上させてゴミを拾い易くするなど、区民との協働により干潟やヨシ原の保全を図ります。
- ・ 荒川ロックゲート周辺では、本区、関係自治体（江東区）、大学、NPO等、河川管理者（東京都、荒川下流河川事務所）が連携して利活用や防災機能の向上を検討します。
- ・ イベントや広報等を実施し、荒川ロックゲート周辺の資源を活用した賑わいの創出を目指します。



高規格堤防と小松川千本桜



干潟とヨシ原

小松川ブロック

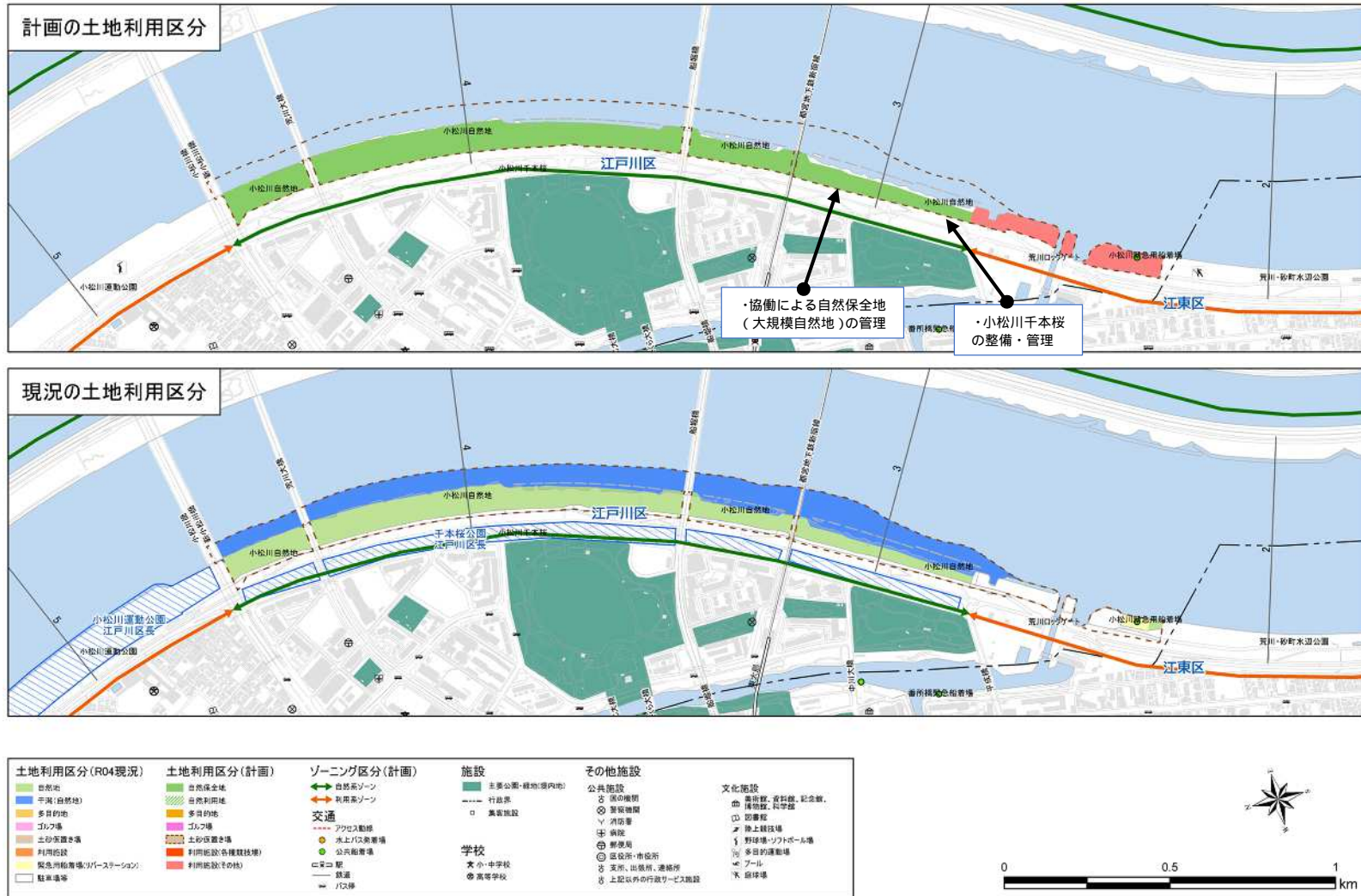


図 2-6 計画の土地利用計画図

(2) 平井ブロック

1) ブロックの概況

○ 位置

- ・ 本ブロックは、荒川右岸の京葉道路（小松川橋）から木下川排水機場までの2.3kmの区間で、江戸川区の最西端に位置します。荒川放水路の開削により区のほかの地域からは独立した地勢にあり、荒川右岸の本ブロックは小松川ブロックとともに区内では独特の位置にあるといえます。

○ 荒川へのアプローチ

- ・ 堤内地と河川敷とは堤防と道路により隔てられています。荒川へは既設の斜路や階段によりアクセスすることができます。

○ 周辺土地利用

- ・ 戸建て住宅、集合住宅、工場などが混在して密集する市街地となっており、まとまった緑地・公園が少ない地域です。

○ 地域と荒川との関わり

- ・ 河川敷に整備された平井運動公園、小松川運動公園には野球場、サッカー場、多目的広場などが整備され、年間13万人もの利用者がいるほか、年間を通じて様々な行事やイベントが行われています。また、花畑など植栽も豊富に行われており、散策する人々の憩いの空間となっています。
- ・ 蔵前橋通り（平井大橋）の上流部には水上バスステーションが整備され、水上バスの運航などに利用されています。
- ・ JR総武線の下流部の水辺に造られたワンドでは「下平井水辺の楽校」の活動により、子供たちによる自然観察やゴミ拾い等が行われています。子供たちが楽しみながら自然を尊び全ての生命を愛でる心を育むことができる貴重な自然地となっています。
- ・ 災害時に荒川を復旧資機材や救援物資の輸送路として確保するため、堤防脇に緊急用河川敷道路が整備され、普段は散歩やジョギング、サイクリングなどに活用されています。

2) これまでの成果

- ・ 治水対策として「高規格堤防化」「堤防の耐震向上対策」「緩傾斜化及び緑化」、平井水上バスステーションの設置により「船着場の整備」及び付近の「水際線の整備」、河川敷を多目的に利用するための「芝生系広場」「歩行者や自転車の斜路の整備」、自然観察の場としてワンドが整備され「スポーツグラウンドの中に水路、湿地などの小規模自然地の創出」が進められました。
- ・ 災害時の運輸拠点となる「船着場の整備」が進められました。また、防災緊急情報ネットワークの整備の一環として、全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを敷設しました。
- ・ 「スポーツグラウンドの再整備」、「水際線の整備」は、整備済みです。

3) 今後の取組課題

- ・ 堤内地側は堤防が高く、法面がコンクリートのみのため、景観・環境に配慮した整備が望まれます。



平井ブロック付近の荒川（3.5km～6.0km）

4) ブロック別計画

<ブロックの目標・整備方針>

- ・ 既設の平井運動公園、小松川運動公園を良好に維持するとともに、ブロック上下流の自然系ゾーンとの調和を考慮し、グラウンドと共存できる親水性のある自然地を創出します。
- ・ 小松川ブロックに続く干潟を良好に保全します。

<ブロックの取組内容>

- ・ 既存のスポーツグラウンドの境界部分に緑道を整備するなど水際へのアプローチをしやすくし、親水性の向上を図ります。
- ・ 平井水上ステーション上流の自然地部分については、低水護岸の再整備によりヨシ原と連続する多様な生物の生息場所として親水性のある自然保全地を創出します。
- ・ 高潮堤防の老朽化対策について、景観に配慮しつつ検討を進めていきます。



平井水上ステーション・低水護岸



下平井水辺の楽校

平井ブロック

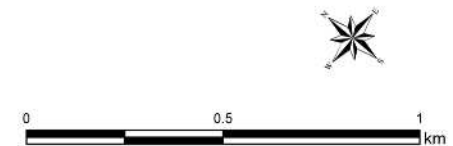
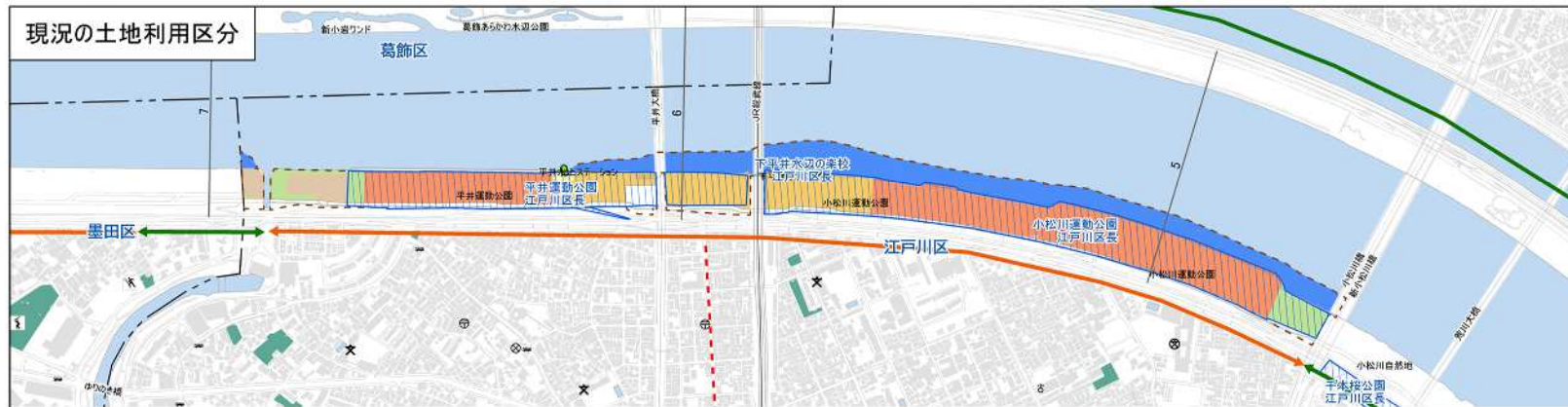
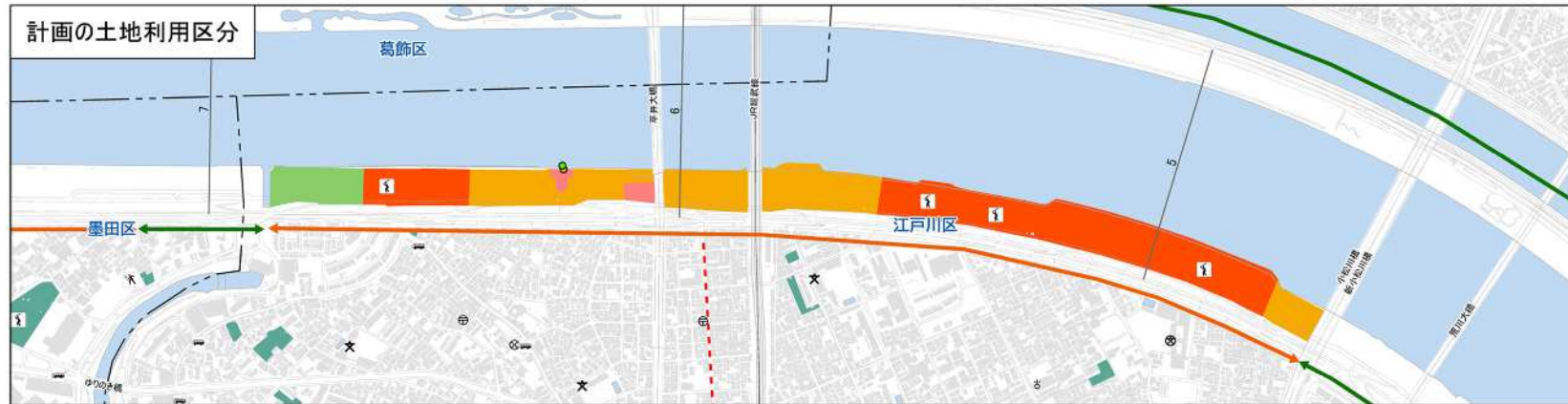


図 2-8 計画の土地利用計画図

平井ブロック



未実施となっている箇所については、適切な維持・管理のための整備を実施済み

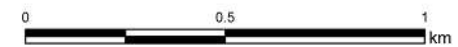


図 2-9 進捗状況図

(3) 左岸（中堤）ブロック

1) ブロックの概況

○ 位置

- ・ 本ブロックは、荒川河口部から 5.7km 地点（JR 総武線下流付近）までの荒川左岸で、荒川と中川を仕切る中堤と呼ばれているところです。

○ 荒川へのアプローチ

- ・ 京葉道路(小松川橋上下流側)、新大橋通り(船堀橋上流側)及び葛西橋通り(葛西橋上下流側)から中堤にアプローチできる斜路があります。ただし、市街地とは中川によって大きく隔てられおり、堤内地からのアクセスは十分ではありません。

○ 周辺土地利用

- ・ 周辺の市街地は、ほぼ全域が密集した住宅地になっていますが、葛西橋通り(葛西橋)より下流の市街地では、高層の集合住宅や工場が多くなっています。また、新大橋通り(船堀橋)の上流には中川の水面を利用した競艇場があります。

○ 地域と荒川との関わり

- ・ 小松川橋上流及び荒川大橋下流の一部が、現在土砂仮置き場として活用されています。
- ・ 災害時に荒川を復旧する資機材や救援物資の輸送路として確保するため、堤防脇に緊急用河川敷道路が整備され、普段は散歩やジョギング、サイクリングなどに活用されています。

2) これまでの成果

- ・ 河川利用のため「芝生系広場(小松川橋付近)」、「船堀橋から中堤への歩行者や自転車のための斜路」が整備されました。中堤へのアクセス性が向上し、自転車による通勤・通学経路として利用されています。
- ・ 自然地の向上として「干潟の保全」、「湿地性自然地(水路・池)の創出」として五色池、上の池、大杉池、小松川池の整備、災害時の運輸拠点となる「緊急用船着場の整備」が進められました。
- ・ 防災緊急情報ネットワークの整備の一環として、全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを敷設しました。

3) 今後の取組課題

- ・ 全体として利用者が少なく、結果としてゴルフの練習をしている人がいるなど適正な利用がされていない箇所があります。
- ・ 下流部に設置されている消波ブロックの内側のヨシの増加や、ゴミが溜まることにより、干潟減少の原因となっています。



左岸中堤ブロック付近の荒川(1.5km～4.0km)

4) ブロック別計画

<ブロックの目標・整備方針>

- ・ 中川によって市街地と隔てられていることを最大限に活かし、左岸(中堤)ブロック全体を自然系ゾーンと位置づけ、汽水域特有の植生や生物の生息環境を持つ自然地を保全します。
- ・ 市街地との連携や利用を考慮し、近づきやすく親しみのもてる水辺拠点の整備により中堤利用の活性化を図ります。

<ブロックの取組内容>

- ・ 小松川橋上流及び荒川大橋下流の土砂仮置き場は今後、自然地としていきます。
- ・ 災害時に荒川を復旧資機材や救援物資の輸送路として確保するため、緊急用船着場を維持します。
- ・ 高潮対策として、堤防の嵩上げ・拡幅を実施しています。
- ・ 洪水を安全に流下させるための河道掘削を実施するとともに、多様性のある湿地環境の保全を目指します。



中堤（小松川橋付近）

左岸(中堤)ブロック

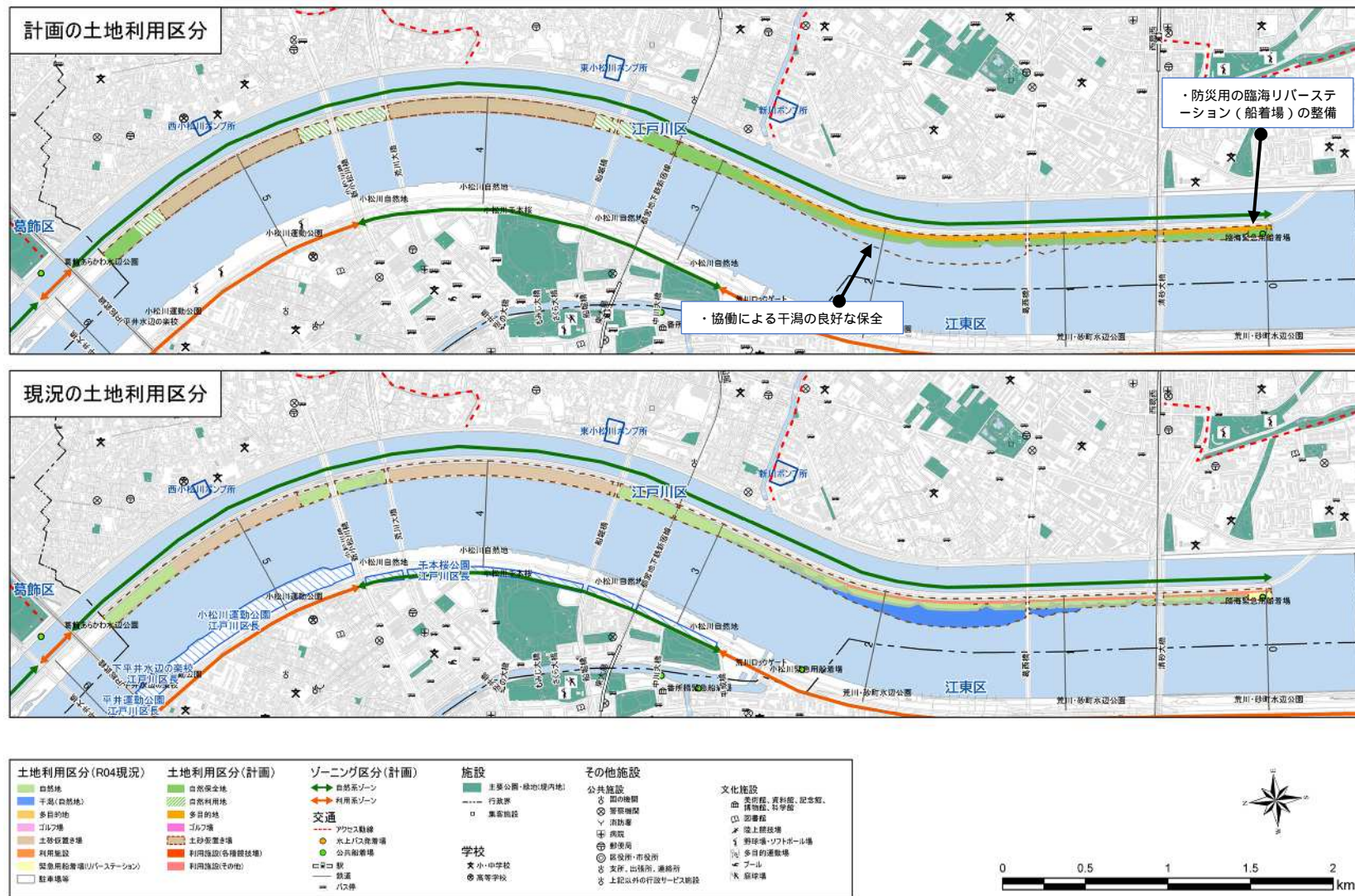


図 2-10 計画の土地利用計画図

3. 荒川の維持・管理の考え方

「荒川将来像計画」の実現を目指し、これまで沿川住民と沿川自治体で協議を行い、各市区の荒川のあるべき姿が議論されてきました。

今後も引き続き沿川住民と沿川自治体・荒川下流河川事務所との協働による計画の推進がますます重要です。

以上を受け、第3章では、沿川住民と沿川自治体や荒川下流河川事務所のなすべき役割分担を明らかにするとともに、今後、荒川をどのように維持・管理するかを明らかにします。

3.1. 基本的な考え方

3.1.1. 維持・管理の検討背景

地区別計画は、全体構想書や推進計画の方針に従い、沿川自治体ごとに概ね20～30年を目途とした具体的な実施計画を示したものです。

河川敷はグラウンドや緑地・公園等として利用され、沿川住民に親しまれている場所や、自然地として動植物の貴重な生息・生育の場となっている場所も多く、今後はこれらの河川敷・水辺を利用や環境、防災等に配慮して適性に管理していくことが一層重要となってきます。また、沿川住民や活動団体による住民活動の範囲は清掃活動や施設修繕、草刈り、環境調査といった河川敷の保全・管理の分野にも広がり、主体的に実施されている事例も多い状況です。一方で、住民活動の継続的な実施に向けては、ボランティアの高齢化と後継者が育たないことが課題として挙げられ、荒川を通じた環境学習による持続可能な社会の人材づくりが重要です。

さらに、これからの川づくり計画は、単に創るためだけのものではなく、荒川を守り育てていく計画としても機能することが大切です。今後は、更に多様な方々に参画していただき、住民活動と行政の連携を深めて持続的に荒川を育てていくため、柔軟な社会対話に基づくパートナーシップ構築を目指し、沿川自治体や河川管理者だけでなく、荒川を利用する沿川住民、企業等あらゆる関係者との協働により流域全体で荒川を守り育てる体制づくりを行っていくことが重要です。

3.1.2. 維持・管理上の課題

現在の荒川下流部の河川敷は、干潟、草地、池や水路などの湿地等の自然地と、グラウンド、緑地・公園等の利用地に大別されます。

自然地では、草や樹木の成長を自然に任せてきたこと、維持管理の方向性が示されていなかったこと、等の理由から、維持管理が十分行き届いていない箇所があります。維持管理が十分行き届いていない自然地では、洪水時の漂着ごみの放置や不法居住、ごみの不法投棄等の問題が指摘され、河川敷における利用上の安全性、利活用への支障が問題となっています。

また、利用地としてのグラウンドや緑地・公園等では、河川敷のマナーが守られず、ゴルフ練習や自転車の高速走行による歩行者との接触事故、ごみの不法投棄、ノーリードでの犬の散歩・糞の放置等の迷惑行為・危険行為等の増加が課題となっています。

3.1.3. 維持・管理の手法

沿川住民に多種多様に使われている荒川を維持するには、「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」及び「快適な利用の提供」の3つの目的からの維持管理が必要です。

「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」としては、治水機能の確保のための基本データの収集を行うとともに、河川区域における利用や環境にかかる変状の発見、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等の巡視・点検、モニタリング、出水後の河道の状況把握などが必要となります。

「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」としては、除草等の維持管理作業をはじめ、維持管理目標を満足するために実施すべき対策、河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応が必要となります。

「快適な利用の提供」としては、河川利用者の安全確保点検などの河川区域における利用や環境にかかる変状の発見や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などが必要となります。

3.2. 行政と沿川住民の役割

沿川住民と行政が連携した管理を推進するためには、管理者と住民活動の役割分担を明確化し、沿川住民が取り組む活動を継続的かつ効果的・効率的に進めることができる「住民活動と行政の連携の仕組みづくり」を構築することが必要となります。

このため荒川下流河川事務所は河川管理者として、荒川下流部全体を見渡した視点から治水安全性の確保、利水、河川環境の保全のための取組を行います。

沿川自治体は河川敷を利用する沿川住民への行政サービスやまちづくりの一環としての視点から、占用地を中心に取組を行います。

沿川住民は公共空間である荒川河川敷において、ごみを捨てない、利用マナーを守るという適切な利用に努めることが基本になります。

3.2.1. 河川管理者（荒川下流河川事務所）が行う維持管理

河川管理者（荒川下流河川事務所）は、荒川の下流部において、災害に対する安全安心を確保し、自然豊かな水辺空間の再生と適正な河川利用を推進するため、以下の維持管理の取組を行っていきます。

「河川の現状把握」のための対策としては、測量、河道状況の把握、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等のパトロール、モニタリング、出水後の河道の状況把握などを行います。

「維持管理水準の確保」のための対策としては、堤防の草刈り等の維持管理作業をはじめ、河川構造物・施設等の修繕などを行っていきます。

「快適な利用の提供」としては、護岸、坂路、散策路などの施設に対する安全確保点検や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などを図ります。

また、荒川や荒川知水資料館等の施設や水辺の楽校を治水・防災、まちづくり、自然体験等の教育の場として活用し、持続可能な社会の人材づくりを進めます。具体的には、小・中・高等学校の防災教育等や、大学等の研究活動と連携を深めていきます。

3.2.2. 沿川自治体が行う維持管理

沿川自治体は、荒川の河川敷の占用区域の維持管理を担当しています。占用区域の用途としては大別して公園（自然地含む）とグラウンド部分の2つからなり、各々について以下のような維持管理をしていきます。

公園（自然地含む）については、ごみの清掃、除草やヨシの刈り取り、花壇管理、ベンチ等の施設の修繕を行います。

樹木については、剪定や健全度調査をするなど、ある程度人の手をいれた維持管理をしていきます。

グラウンド部分については、芝刈りやトイレ、ごみ等の清掃を行い、適切に維持管理をしていきます。

3.2.3. 沿川住民が行う維持管理

沿川住民が行う維持管理としては、通常時における節度のある利用（ごみは捨てない、マナーを守った利用）による適切な管理が期待されます。

また、ボランティアや団体活動の取組としては、動植物調査等による情報提供、外来種の駆除、クリーン活動、川の通信簿の実施、不法行為の監視などの、河川の状況を把握するための調査・巡視・定期点検や河川の維持管理水準を維持するために必要な活動、ワンド・生物の生息空間等の管理や自然観察会等の実施などの、河川敷を活用した快適な利用の促進が期待されます。

3.2.4. 協働で行う維持管理

荒川の良い河川空間を維持管理することは荒川下流河川事務所、江戸川区、沿川住民それぞれが単独では行うことができません。お互いの役割分担を明確にし、それぞれの役割を果たすとともに、連携し協働した維持管理をしていくことが必要となります。

荒川下流河川事務所、江戸川区及び沿川住民の役割分担の例を以下に示します。

表 3-1 維持管理の役割分担

管理の手法 治水のための管理項目	管理の主体		
	荒川下流 河川事務所	沿川自治体	沿川住民
河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等			
○基本データ収集（測量）			
縦横断測量、平面測量（航空写真測量）、斜め写真撮影	○		
○基本データ収集（河道状況把握）			
生き物の情報収集（鳥類の繁殖場調査、魚類・植物・両生類・爬虫類・哺乳類・陸上昆虫類調査、河川環境情報図の更新）	○	○	○
河川空間利用実態調査	○		
河川空間評価「川の通信簿」（国交省事業）の実施	○		○
外来種対策	○	○	○
水面利用の監視	○		
○基本データ収集（水文調査）			
水位・水質観測	○		
○河川区域等における不法行為の発見			
不法行為・不法占用・不法工作物の監視	○	○	
○日常的な河道・堤防等の巡視・点検・モニタリング			
日常的な河川巡視、堤防・護岸等の変状箇所における継続的モニタリング	○		○
維持管理水準を維持するために実施するべき対策			
○河川敷の清掃管理（占用範囲外は荒川下流河川事務所、占用範囲内は自治体が管理）			
クリーンエイドの実施、ごみ・廃棄物の投棄監視、種類の集計	○	○	○
河川区域内の占用施設のごみ処理、トイレ・運動場等の清掃		○	○
○河川敷の植物管理（占用範囲外は荒川下流河川事務所、占用範囲内は自治体が管理）			
高水敷の占用施設の除草・大規模な機械除草、除草後の集草		○	
池・ワンド・ビオトープ、園地等の植物管理		○	○
○河川敷の施設管理（占用範囲外は荒川下流河川事務所、占用範囲内は自治体が管理）			
トイレ、遊具、ベンチ、安全柵、看板、園路、運動施設等の施設点検・修繕		○	
遊具の安全管理		○	
バリアフリー対策の実施	○	○	○
連携による池・ワンド・ビオトープ、園地の管理（植物管理）	○	○	○
○維持管理目標を満足するために実施すべき対策			
河川構造物の修繕	○		
○河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応			
住民（水防団）、自治体、国と連携した出水前・出水時の対応	○	○	○
濁水時・水質事故時の対応	○		
地震時の対応（緊急用河川敷道路、緊急用船着場の運用実施内容・方法、河川敷に避難した住民対応、津波情報発令時の河川管理者対応）	○	○	
その他（火災、テロ等の発生後、情報提供後の対応）	○	○	○
快適な利用の提供			
○河川利用施設及び許可工作物の維持の確認			
河川利用者の安全確保点検（護岸、坂路、散策路、手すり、天端道路）	○	○	
○河川区域等における快適な利用			
利用情報（意向調査、苦情・要望、モニター等）の収集・提供	○	○	○
イベント、プログラムの実施（荒川の自然を使った工芸作品づくり、水辺の楽校等での自然観察会等）	○	○	○
防災施設の平常時利用（リバーステーション、緊急用河川敷道路等の活用）	○	○	○
大学と連携した調査・研究			
維持管理のための活動支援（用具提供など）	○	○	○
維持管理のための仕組みづくり（組織・制度など）	○	○	○
○利用指導			
荒川下流河川敷利用ルールの適正運用、周知	○	○	○

3.3. 河川敷の占用状況

江戸川区の占用状況は、図 3-1～図 3-3 のとおりです。占用区間については、前項の「3.2 行政と沿川住民の役割」を踏まえ、図 3-4 に示す維持管理のイメージとおり沿って維持・管理を行います。

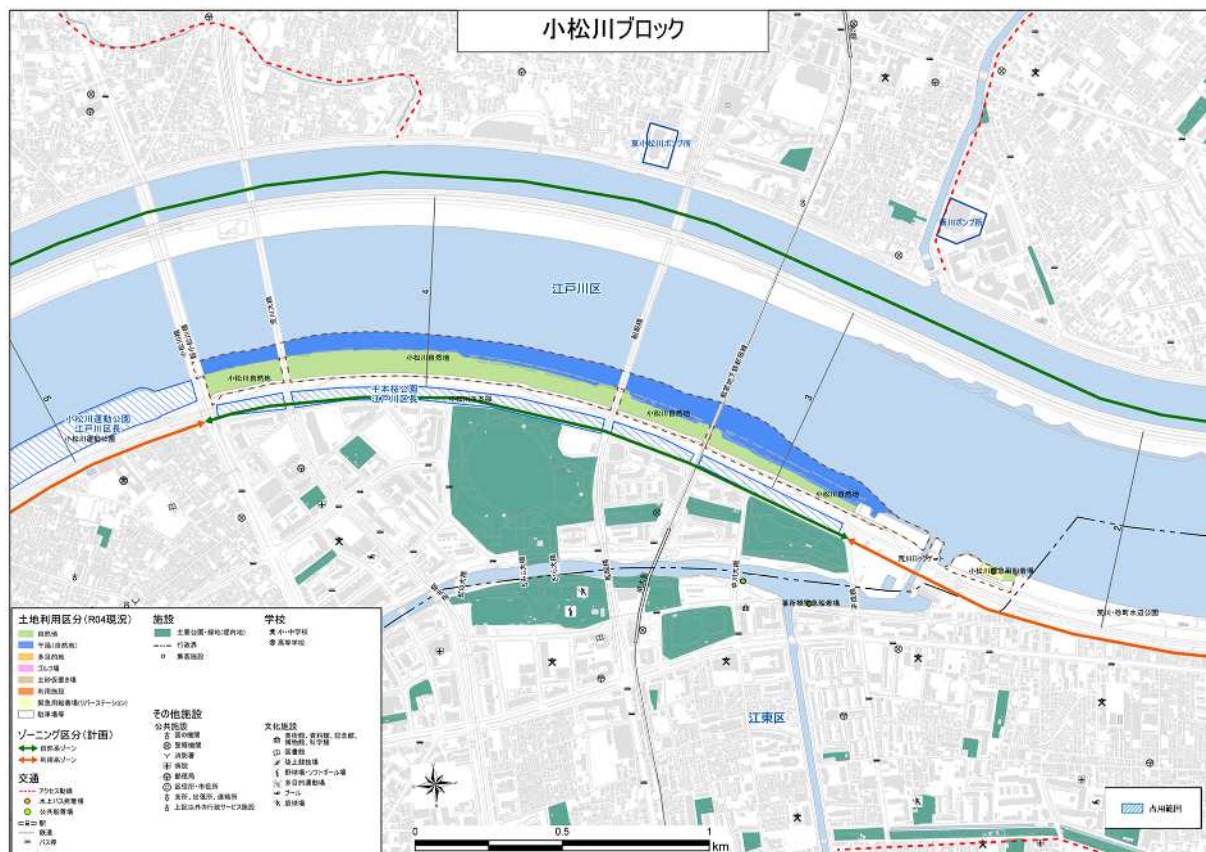


図 3-1 占用状況図（小松川ブロック）

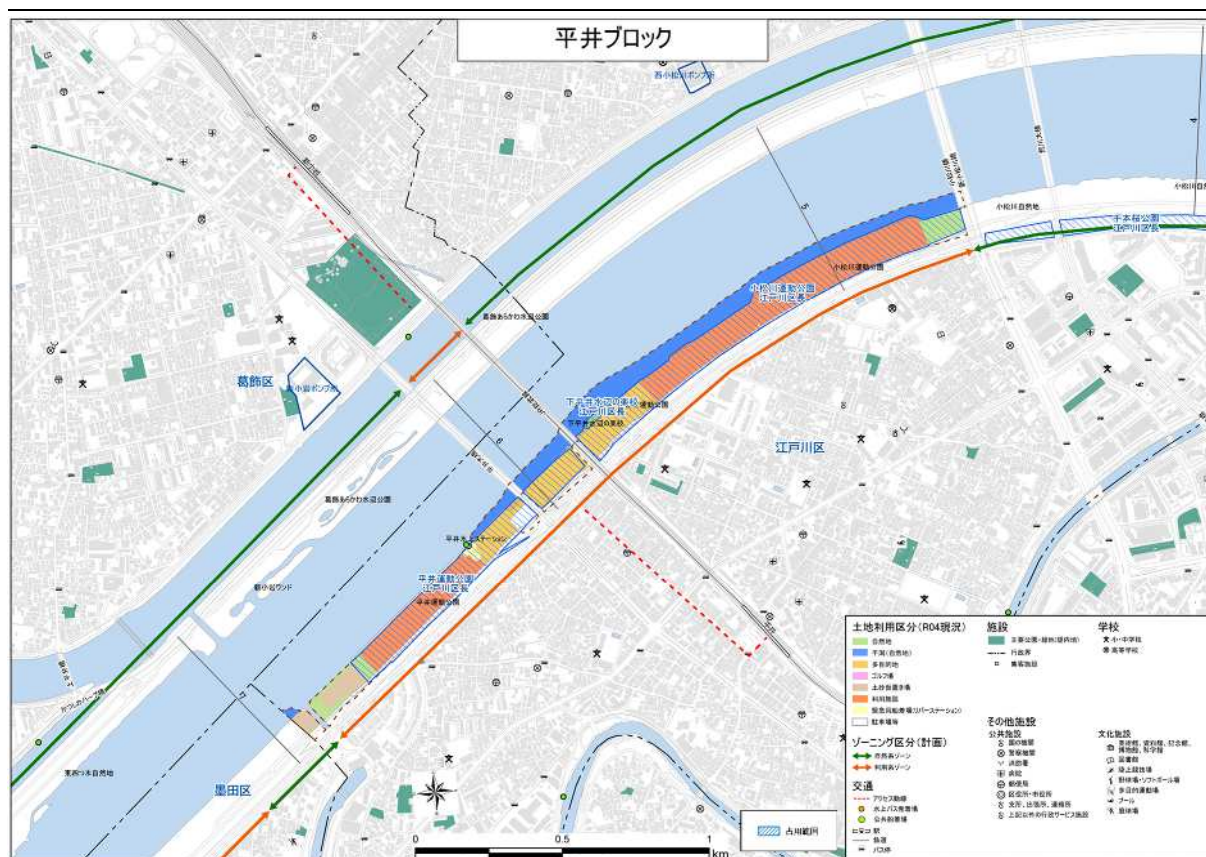


図 3-2 占用状況図（平井ブロック）

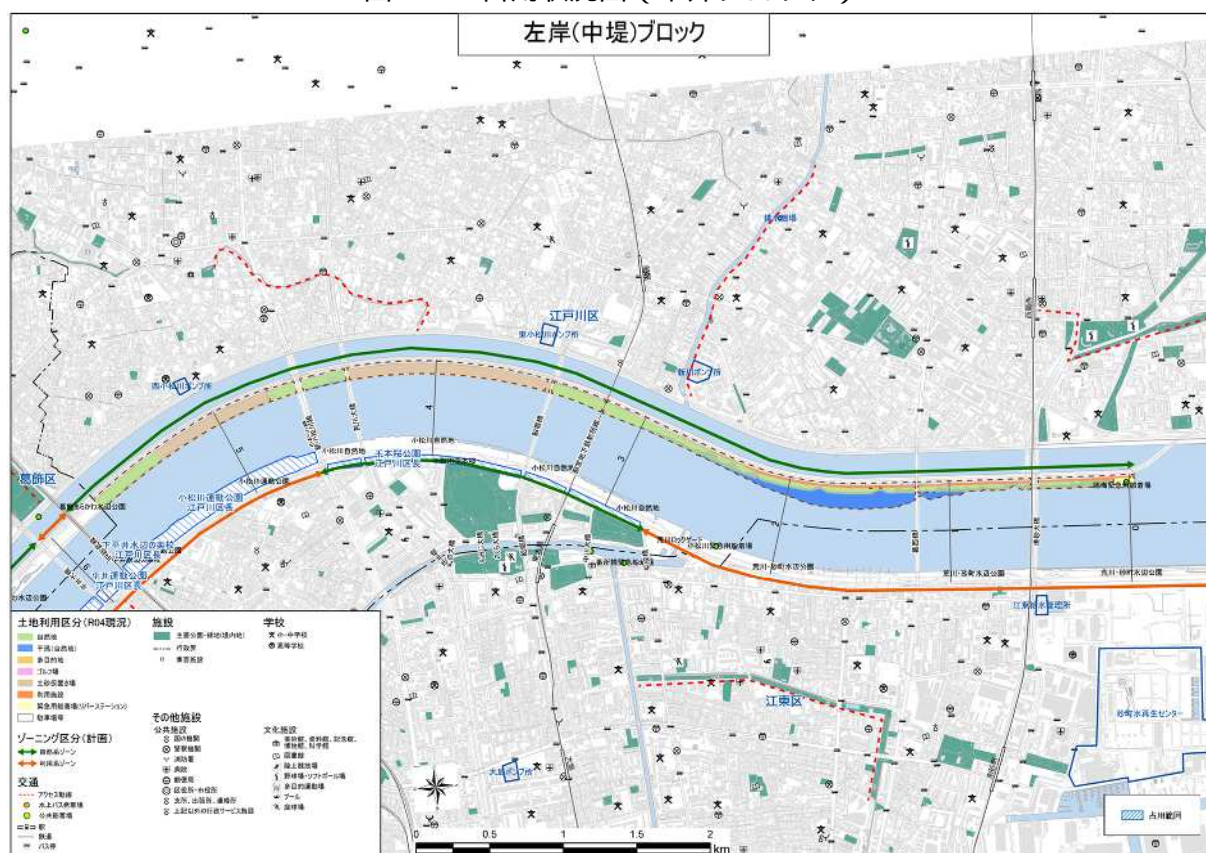


図 3-3 占用状況図（左岸（中堤）ブロック）

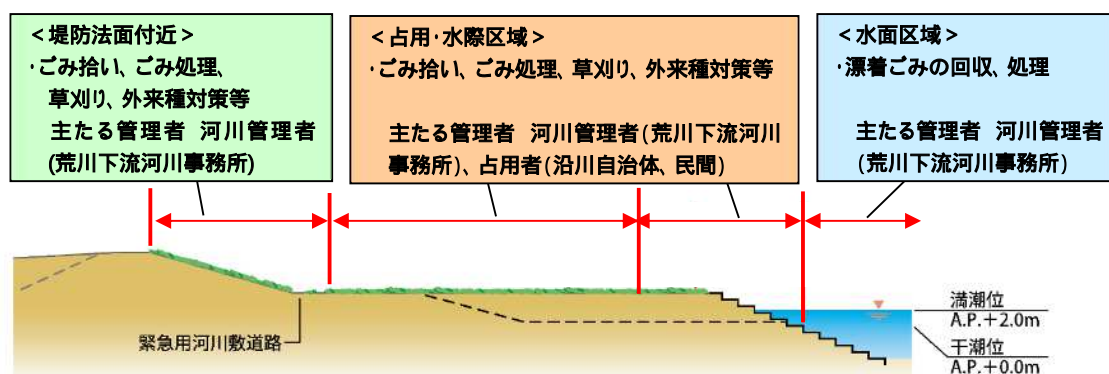


図 3-4 河川敷における維持管理のイメージ

3.4. 自らできる川づくり支援の仕組み

荒川では様々な沿川住民による河川敷の管理への参加が拡大しており、今後はボランティアをはじめ荒川を利用する沿川住民の方々との協働により、荒川を守り育てることが重要となっています。

このため行政と沿川住民の連携のもと、将来にわたり継続的・発展的に荒川の維持管理を進められる住民活動への支援を推進する必要があります。

江戸川区では自らできる川づくり支援のメニューを表 3-2 のとおりとし、荒川下流河川事務所とともに取り組んでいきます。

表 3-2 自らできる川づくり支援の取組内容

No	取組	内容	担当部署
1	市民活動の場の提供	知水資料館の3階を開放して、活動の場を提供する。	国：荒川下流河川事務所 地域連携課
2	行政と区民の連携窓口のPR	行政と区民がスムーズな連携を行っていくため、行政側の連携や相談の窓口を積極的にPRする。	国：荒川下流河川事務所 地域連携課 江戸川区：環境部水とみどりの課
3	ボランティア保険加入のサポート	区民がボランティア活動を行う際の保険加入のサポート。	江戸川区：ボランティアセンター
4	ゴミの回収・処分	ゴミ拾い活動により収集されたゴミを回収し処分する。	国：荒川下流河川事務所小名木川事務所 江戸川区：環境部水とみどりの課
5	河川敷を利用しているスポーツ団体との連携	河川敷を利用しているスポーツ団体と連携して良好な河川環境の維持に努める。	江戸川区：文化共育部スポーツ振興課

4. 計画の実施に向けて

地区別計画は、各地区における概ね 20～30 年後の姿を示しています。今後はその実現に向け、着実な推進をしていくことが必要です。推進するにあたっては、計画の着実な実行、社会情勢の変化に伴う新たな対応や課題解決のための計画の見直し・改善などにより、計画について再確認しつつ活動につなげていく体制づくりが大切です。

以上を受け第 4 章では、今後も地域とともに地区別計画を推進していける仕組み、計画変更プロセス及びフォローアップ方法を示します。

4.1. 推進の仕組み

地区別計画はこれまで、沿川住民との議論を踏まえて、沿川自治体の協力のもと「荒川の将来を考える協議会」によって計画の策定・推進を図ってきました。

計画の更なる推進に向けては、今後も地域との協働により地区別計画の取組を推進していくことが重要です。このため、「荒川の将来を考える協議会」において、計画のフォローアップシステムとしての PDCA サイクルを導入し、計画を確認し、議論を重ねながら活動を実施していきます。

計画の推進体制は、地区別計画の策定主体である沿川自治体と河川管理者だけでなく、「沿川住民・活動団体等」と「行政」が連携・協働のうえで整備や維持管理を実施していきます。

4.2. 計画書の周知

地区別計画を沿川住民と行政の連携・協働のもと推進するためには、本計画を沿川住民に広く周知していく必要があります。このため、荒川下流河川事務所・沿川自治体 HP への掲載による計画の周知・広報を推進します。

4.3. 計画のフォローアップ

地区別計画では、計画の進捗状況などを経年的に把握し、課題が見られた場合等に迅速に対応することを目的に、計画のフォローアップを実施します。

4.4. 計画の変更プロセス

フォローアップ等を踏まえ、計画の理念・川づくりの考え方等について乖離が見られると判断された場合、社会情勢の変化に対応する場合、新たなニーズや課題等が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを検討します。

● お問い合わせ

荒川の将来を考える協議会 事務局

江戸川区役所 環境部 水とみどりの課

TEL：03-5662-8393

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 流域治水課

TEL：03-3902-2311

荒川下流河川事務所ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/arage/index.html>
